



広島県報

定期
第10号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (原法規登載)	建築指導室	一
生活保護法の規定による医療機関の指定	(福祉指導室)	三
生活保護法の規定による施術者の指定	"	四
生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	"	四
生活保護法の規定による指定医療機関の休止	"	四
漁業災害補償法に基づく加入区の設定	(漁業調整室)	四
換地計画に伴う字の区域の変更	(土地改良室)	四
土地収用法の規定による事業の認定	(用地管理室)	五
公告		
貸金業者の所在の確知不能	(商工金融室)	六
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(二件)	(地域産業振興室)	六
県営土地改良事業変更計画の樹立(二件)	(土地改良室)	六
開発行為に関する工事の完了	(開発指導室)	七
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	(呉地域事務所)	七
土地改良事業施行認可申請の適否決定(土地改良区)	(福山地域事務所)	七
土地改良事業施行協議の適否決定(市町村)	"	八
"	(備北地域事務所)	八
土地改良区の定款変更の認可	"	八
選挙管理委員会告示		
個人演説会等を開催することができる施設の指定		八
公安委員会告示		

遊技機の型式の検定の告示	九
公安委員会公告	九
教習指導員審査(普通)の実施	九
監査委員公表	九
一月例月出納検査の結果	〇
収用委員会公告	〇
土地収用の裁決手続の開始の決定(二件)	〇

公布された規則のあらまし

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第四号)(建築指導室)

一 改正の要旨

建築基準法及び同法施行規則の一部が改正されたことに伴い、広島県建築基準法施行細則の引用条項の整理など必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年二月九日

規則

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月九日

広島県規則第四号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「別記第三十六号の二様式による報告書」を「別記第三十六号の二の四様式による報告書及び省令別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書」に改め、

同項の表中「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に改める。

第十一条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、「別記第三十六号の三様式による報告書」の下に「及び省令別記第三十六号の三の様式による定期検査報告概要書」を、「別記第三十六号の四様式による報告書」の下に「及び省令別記第三十六号の四の様式による定期検査報告概要書」を加え、同条第三項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第十九条第一項の表中「第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項」に、「第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。」を「第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。」、法第六十七条の二第三項第二号、法第六十八条第三項第二号に、「第四項の規定」を「第五項の規定」に、「第六十条の二第一項第三号」を「第六十条の二第一項第三号、法第六十七条の二第五項第一号、法第六十八条第二項第二号」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に、「法第五十七条の四第一項ただし書」を、「第五十九条の二第一項」の下に、「法第六十七条の二第九項第二号、法第六十八条第一項第二号」を、「日影図」の下に「(法第六十七条の二第九項第二号の規定による許可又は法第六十八条第一項第二号の規定による最低限度の高さを満たさない建築物に係る許可の場合を除く。)」を加える。

第二十条の二第一項の表中「第五十七条第一項」の下に、「法第六十八条第五項」を加える。

第二十条の三及び第二十条の四の見出し中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改める。

第二十五条第一項第七号、第二十八条第一項、同条第二項第四号及び第二十九条の二中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三十条第一項中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に、「緩和を受けることとなる建築物に係る同条」を「緩和を受けることとなる建築物(法第四十八条第一項から第十二項まで及び法第五十一条の規定の適用を受けないものに限る。)」に係る同項」に改め、同条第二項中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第三十五条中「第十条第二項」を「第十条第四項」に、「第八十八条第一項、第二項及び第四項」を「第八十八条第一項、第二項及び第三項」に改める。

別記様式第九号の注一中

「建築基準法第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第59条、第59条の2、第68条の3、第68条の5の2及び第85条

「建築基準法第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第57条の4、第59条、第59条の2、第67条の2、第68条、第68条の3、第68条の5の2及び第85条

改める。

別記様式第十七号(表面)中「第86条の7」を「第86条の7第1項」に

10 不 適 事 の 部	用途	階数	建築面積	延べ面積	作業場の積		構造	屋根	外壁	防火壁の有無
					床面積	積				
			m ²	m ²	m ²					
			m ²	m ²	m ²					
			m ²	m ²	m ²					

を

10 不 適 事 の 部	用途	階数	建築面積	延べ面積	作業場の積		構造
					床面積	積	
			m ²	m ²	m ²		
			m ²	m ²	m ²		
			m ²	m ²	m ²		

に

13 不 適 事	市	町	地域事務所	調査		平成 年 月 日 氏 名 印
				調査	調査員	
						上記既存建築物を現地調査した結果、事実には相違ありません。

を

13 不 適 事	市	町	地域事務所	調査		平成 年 月 日 付 け で 届 出 の あ つ た 不 適 合 既 存 建 築 物 届 に 関 し は、 平 成 年 月 日 付 け で 受 理 し ま し た。 広 島 県 知 事 氏 名 印
				調査	調査員	

に改める。

別記様式第十八号(表面)中「第86条の7」を「第86条の7第1項」に

9 不 合 項 適 事	市 町	地 域 事 務 所	調 査 欄	上記既存工作物を現地調査した結果、事実には相違ありません。	
				平成 年 月 日	調査員 氏 名

9 不 合 項 適 事	取 付 権	市 町	地 域 事 務 所	平成 年 月 日付けで届出のあった不適合既存工作物については、平成 年 月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名 印	
				に改める。	

別記様式第十九号中「3 建築物の用途」を「3 建築物等の用途」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。
第七條第四項第八十八号(五)中「第十二條第二項」を、「第十二條第三項」に改め、同号(三)を同号(五)とし、同号(三)を同号(三)とし、同号(五)を同号(五)とし、同号(七)を同号(六)とし、同号(六)を同号(六)とし、同号(七)を同号(七)とし、同号(八)を同号(八)とし、同号(九)を同号(九)とし、同号(十)を同号(十)とし、同号(十一)を同号(十一)とし、同号(十二)を同号(十二)とし、同号(十三)を同号(十三)とし、同号(十四)を同号(十四)とし、同号(十五)を同号(十五)とし、同号(十六)を同号(十六)とし、同号(十七)の前に次のように加える。
(六) 第十二條第五項の規定による報告の徴収(同項第二号に掲げる者に対するものうち、同条第一項の規定による調査及び同条第三項の規定による検査についての報告(第八十八條第一項において準用する場合を含む、指定建築設備のうち昇降機及び遊

戯施設に関するものを除く。)に限る。)を

告 示

広島県告示第百十七号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。
平成十八年二月九日

名 称	所 在	地 址	指 定 年 月 日
かとう小児科アレルギー科	東広島市西条土与丸五九六		平成十八年一月一日
立川 医 院	山県郡北広島町有田一三三三		平成十七年九月一日
庄原市口和齒科診療所	庄原市口和町永田四二〇		平成十七年三月三十一日
オリブデンタルクリニック	廿日市市沖塩屋四四五一		平成十八年一月一日
オリ ー プ 薬 局	呉市本通五六一一三		平成十八年一月一日
ウォンツ薬局三次店	三次市南畑敷町一七三六		平成十八年一月一日
あすか薬局 口和店	庄原市口和町大月字原畑五六四一〇		平成十八年一月一日
健伸薬局よこた店	東広島市西条町寺家字横田五四一〇一二一		平成十七年一月一日
セルム薬局	東広島市黒瀬町国近三四四一		平成十七年二月一日
オール薬局 西条店	東広島市西条土与丸五丁目九七		平成十八年一月一日
ハーモニー調剤薬局	廿日市市四季が丘六丁目一五		平成十八年一月一日
アイワ薬局 廿日市平良	廿日市市上平良三五八一		平成十八年一月一日
ミント薬局廿日市天神店	廿日市市天神一七七クレアーレヴェント天神ビル一階		平成十七年二月一日

広島県告示第百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤田雄山

氏名	住所	施設		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
谷口洋治	廿日市市地御前一丁目一八	セル総合治療院	廿日市市地御前一丁目一八	あん摩	平成一七・一一・二四

広島県告示第百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤田雄山

名称	住所	所在地	廃止年月日
行武内科医院	三原市東町一丁目五・六一		平成一七・一二・二二
碓井医院	東広島市安芸津町三津三六九三・一		平成一七・一一・三〇
立川医院	山県郡北広島町有田一三三三		平成一七・八・三一
口和町歯科診療所	比婆郡口和町大字永田四二〇・一		平成一七・三・三〇
株式会社キリン堂薬局	安芸郡府中町大須一丁目一九・三		平成一四・五・三一

広島県告示第百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止する旨の届出があった。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤田雄山

名称	住所	所在地	休止年月日
河野医院	山県郡北広島町有田四八〇四		平成一七・一二・一

広島県告示第百二十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)以下「法」という。(第百五条第一項第二号の規定による加入区(区域及び区分)を次のとおり定めた。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤田雄山

法第百四条第一号に掲げる漁業

区域	区分
小型合併漁業宮島区域(宮島漁業協同組合の地区)	総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使用し て営む漁業

広島県告示第百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、広島市安佐北区白木町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七百七十九条の規定によって、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤田雄山

上欄		下欄	
大字	字	大字	字
井原南中東	上明神	井原上明神	南中東
二六二七の二の一部、二六二九の二の一部、二六三〇の二の一部、二六三一の二の一部、二六四三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部		二六九九の二の一部、二七〇〇の二の一部、二七〇一の二の一部、二七〇二の二の一部、二七〇三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに字下モ明神二八五二に隣接する水路である市有地の全部	
二六八一の二の一部及びこれに隣接する道路・水路である市有地の一部		下モ明神	

下毛明神	二八五五の一の一部及びこれに隣接する道路・水路である市有地の一部並びに二八五四の地先の道路である市有地の一部	上明神
高瀬沖	二九六八の一及びこれに隣接する道路・水路である市有地の一部	下毛明神
吉之谷	二九一六の一の一部	
寺谷	三二五〇の一の一部、三二五〇の二の一部、三二五〇の三の一部	
	三二五〇の三の一部	吉之谷

広島県告示第百二十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

福山市

二 事業の種類

(仮称)福山市あしな文化財センター建設工事(以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

広島県福山市新市町大字新市地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十一条及び第三十二条に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福山市は、一般財源及び起債により財源措置を講じている。また、福山市は、条例によって施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、福山市が同市北部地域(以下「北部地域」という。)の文化及び文化

財を保存し、地場産業の備後かすりに関する体験学習等により住民が活用できる専用施設として(仮称)福山市あしな文化財センターを建設するものである。本件事業の施行によって、住民の生涯学習活動を充実させるとともに、学習の場を通じて住民の交流や連携が深まり、地域の活性化を促進させることができると判断される。また、特色ある地域の文化及び文化財を良好な状態で保存し、次世代への伝承が可能となることから、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財や絶滅危惧種等の貴重種に類する動植物が起業地及びその周辺に存しないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、福山市は、同市新市町大字新市地内において、地勢、利用者の利便性、経済性などの諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 福山市は、北部地域の博物館事業を福山市しんいち歴史民俗博物館及び周辺の公共施設で分散実施している。文化財は分散して収蔵されており、調査研究や展示のため移動させる必要が生じるが、運搬の際に損傷する危険性がある。また、住民の体験学習活動においても専用施設がないため、一般見学者がいる中で博物館ロビーを利用したり屋外に臨時施設が設けられる状況であり、参加者の利便性及び安全性が低く、施設拡充の要望が多くよせられているなど、本件事業の施行は急務である。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じるの公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4まで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件のすべてを充足するものと判断される。以上により、福山市長から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によつて事業の認定をする。

5 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所

福山市新市支所

公 告

次の貸金業者については、その所在を確知できないため、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定によって、公告する。
 なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、同項の規定によって、貸金業者の登録を取り消す。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 氏名

村田 安弘

二 主たる営業所の所在地

広島市東区尾長東二丁目六番三四号

三 登録番号

広島県知事(一)第〇二五六五号

四 登録年月日

平成十五年六月十一日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 レクレ

所在地 呉市宝町二五番一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)

呉市商工観光部商工振興課(呉市中央六丁目二番九号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年二月九日から平成十八年三月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テオテオ海田店

所在地 安芸郡海田町南つくも町一三 一八

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二号)

海田町総務部地域振興課(安芸郡海田町上市一四番一八号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年二月九日から平成十八年三月九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によって、安芸高田市所在の大和地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年二月九日から

平成十八年三月一日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定によつて、福山市所在の山の神先地区県営土地改良事業(ため池整備事業)変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年二月九日から

平成十八年三月一日まで

二 縦覧場所

福山市役所

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市上平良字郡塚一三六八番七、一三七一番一、一三九七番一、一三九七番三、一三九八番一三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区大手町四・六・一六

株式会社 共立

代表取締役 八幡 卓士

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

深安郡神辺町大字上御領字中横路一五二二番四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県井原市井原町一四四〇番地一

村上 康治

村上 百合子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市西条町土与丸字寒作一一七七番、一一七八番一、一一七八番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市西条土与丸二丁目五番三二号

井川 マツエ

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年二月九日から平成十八年三月一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に呉地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年二月九日

広島県呉地域事務所長 三 上 忠 彦

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所

呉 市 蒲 刈 農業用排水施設整備事業 呉市役所

次の土地改良事業施行認可申請については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次により平成十八年二月九日から平成十八年三月一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第四十八条第九項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月九日

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市土地改良区	同 道	ため池等整備事業	福山市役所
福山市土地改良区	奥池下	農業用排水施設整備事業	福山市役所

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年二月九日から平成十八年三月一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、福山地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月九日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
福山市	野 田	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	岡 田	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	ミノコシ	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	新	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	迫	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	荒 神	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	中	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	西ノ迫	ため池等整備事業	福山市役所
福山市	中郡水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	山方水路	農業用排水施設整備事業	福山市役所
福山市	中郡農道	農業用道路整備事業	福山市役所

次の土地改良事業施行協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定によつて、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業計画書の写しを次により平成十八年二月九日から平成十八年三月一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、備北地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第九条第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月九日

事業主体	地区名	事業名	縦覧場所
庄原市	高・小用	農業用道路整備事業	庄原市役所
庄原市	金 尾	農業用排水施設整備事業	庄原市役所
庄原市	北 線	農業用排水施設整備事業	庄原市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定によつて、三次市三和町土地改良区の定款変更を平成十八年一月二十七日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して、六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年二月九日

広島県備北地域事務所長 堂 本 雅 彦

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第八号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十八年二月九日

広島県警察本部警務課

機 器 の 名 称	所 在 地	機 器 名	機 器 番 号
広島県警本部警務課	広島県佐伯区新見市高尾	1	18011500

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第11号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年2月9日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
SP1122	告示の日 (平成18年 2月9日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	C R所 さ ん の す ん ご い パ チ ン コ 台 K M	株式会社大 一 商 会 市 原 市 中 村 区 鳴 付 町 一 丁 目 2 2 番 地	左 同
SP1156	同 上	同 上	C R所 さ ん の す ん ご い パ チ ン コ 台 K S	同 上	左 同
SP1088	同 上	同 上	ル ボ タ ス ル ボ タ ス	株式会社ニ コ ー ン 新 井 悠 司 代 表 取 締 役 古 屋 市 中 村 区 鳥 森 町 三 丁 目 5 6 番 地	左 同
SP1104	同 上	同 上	C Rモ ン ス タ ー ビ ッ ク 5	株式会社竹 屋 竹 内 正 博 代 表 取 締 役 日 井 市 美 濃 町 二 丁 目 9 8 番 地	左 同

340775	施行の日 (平成16年 7月1日) から3年間	回胴式遊技 機	スリーパー 30	山佐株式会社 佐野 慎一 代 表 取 締 役 高 尾 市 高 尾 3 6 2 番 地 の 1	左 同
--------	----------------------------------	------------	-------------	--	-----

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年2月9日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 2 審査の期日
平成18年3月10日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
(1) 申請に必要な書類
ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの） 1通
イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通
ウ 自動車運転免許証の写し 1通
エ 履歴書 1通
オ 運転記録証明書 1通

- (2) 申請書の提出先
広島県警察本部交通部運転教習課長
- (3) 申請書の提出期限
平成18年3月3日

監査委員公表

平成十八年一月二十五日に実施した例月出納検査の結果を別紙のとおり公表する。
平成十八年二月九日

広島県監査委員 坪川 禮巳
同 田 辺 直史
同 高 橋 義章
同 近 光 章

収用委員会公告

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
平成十八年二月九日

- 一 起業者
広島県
- 二 事業の種類
県道豊浜蒲刈線新設工事（広島県呉市蒲刈町大浦地内）

広島県収用委員会

所在地	番	地目	地積	裁決手続を開始する土地の面積 (m ²)	裁決手続を開始する土地の区域
呉市蒲刈町大浦字中	四四一七番二	山林 畑	一四八	六四・九八 四六・六四	別添図面を 示すとおり (図面省略)

四 土地所有者の氏名及び住所

- 長迫一徳 山口県防府市大字牟礼一四番地の一
- 入江純子 大阪府高槻市千代田町一七番九号
- 今村良則 広島市東区牛田早稲田一丁目二二番二六号
広島県
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 土地収用裁決の手続開始を決定した日
平成十八年一月三十日

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。
平成十八年二月九日

広島県収用委員会

- 一 起業者
広島県
- 二 事業の種類
一般国道四三三号改築工事（川北バイパス（広島県庄原市川北町字下市場地内から同市
川北町字上市場地内まで）

所在地	番	地目	地積	裁決手続を開始する土地の面積 (m ²)	裁決手続を開始する土地の区域
庄原市川北町 場字上市	四三三番	田 田	公簿 現況	一、二五五 五一九・八三	別添図面を 示すとおり (図面省略)

四 土地所有者の氏名及び住所

藤井來信 相続人不明
小山夕ツ 相続人不明
日野夕ケ 相続人不明
小山市郎兵衛 相続人

今井智恵子 住所不明

小山一孝 廿日市市大野一九七一番地二

山中幸一 相続人

山中隆三 庄原市川北町二〇八番地

山中明雄 茨城県常総市中妻町八六八番地三

山中徳雄 香川県高松市鶴市町二〇二三番地八

石井美香 茨城県水戸市鯉淵町一七〇七番地の一四二

櫻村香織 茨城県水戸市酒門町三〇二六番地の二(市営酒門町東原住宅 三棟三F
三号)

水町トシ子 宮崎県児湯郡新富町大字下富田一八九一番地二

雨田重文 山梨県韮崎市藤井町北下條二三四三番地の三六

雨田篤 宮崎県児湯郡新富町富田東一丁目三三六番地

長野とも子 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江一五五三番地二

雨田武 宮崎県児湯郡都農町大字川北五六二一番地一〇

広島県

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成十八年一月三十日

1月例月出納検査の結果

平成18年1月25日執行

1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成17年12月31日現在における平成17年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 (累計)
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,044,493,338,950	78,458,234,142	95,886,056,601	678,680,138,467	589,141,312,154	89,538,826,313
特 別 会 計	216,680,016,000	1,881,185,563	17,789,277,343	106,947,439,030	99,341,073,753	7,606,365,277
合 計	1,261,173,354,950	80,339,419,705	113,675,333,944	785,627,577,497	688,482,385,907	97,145,191,590

(2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,388,674,157	2,952,676,272	1,788,437,940	4,552,912,489

(3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
138,517,751,303	0	20,000,000	138,497,751,303

2 公営企業会計

平成17年12月31日現在における平成17年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 か ら の 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事 業 会 計	185,279,129	3,070,301,587	2,922,971,824	26,087,205,349	25,902,163,587	332,608,892
工 業 用 水 道 事 業 会 計	4,029,780,447	160,253,164	148,626,123	2,214,550,179	3,223,834,710	4,041,407,488
土 地 造 成 事 業 会 計	7,004,472,919	192,063,102	659,925,005	7,842,066,418	6,178,790,214	6,536,611,016
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	10,443,607,862	1,691,155,102	1,856,712,995	18,201,264,344	19,338,214,413	10,278,049,969
企 業 局 計	21,477,861,228	2,043,471,368	2,665,264,123	28,257,880,941	28,740,839,337	20,856,068,473
合 計	21,663,140,357	5,113,772,955	5,588,235,947	54,345,086,290	54,643,002,924	21,188,677,365